

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

令和2年度（2020年度）第20回（定例会）

署名人 仲本千佳子
教育長 田端一正

開催日時 令和3年（2021年）2月26日（金）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時54分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席者

[教育長・教育委員]

田端一正教育長、本仲範男委員、喜屋武裕江委員、平良浩委員、仲本千佳子委員

[事務局職員]

【生涯学習部】山内健部長、田端睦子副部長

（総務課）仲程直毅課長、平良美夏副参事、平安真希子主査

【学校教育部】武富剛部長、森田浩次副部長

（学校教育課）佐久田悟課長、石原昌英副参事、伊禮道子主幹、春木明子指導主事、謝花蔵指導主事

【市民文化部】比嘉世顕部長、儀間ひろみ副部長

（文化財課）大城敦子課長、嘉数真主幹

議事日程

- 1 報告1 令和2年度夜間中学に関する検討ワーキングチームの報告について【学校教育課】

会議録作成（総務課）松井都矢子主査

令和2年度第20回教育委員会会議（定例会）議事録

令和3年2月26日（金）

田端教育長 ハイサイ それでは令和2年度第20回教育委員会会議（定例会）を開催いたします。本日の会議録署名は仲本委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。本日は報告1つということでありまして、それでは報告1「令和2年度夜間中学に関する検討ワーキングチームの報告について」の説明をお願いいたします。武富学校教育部長、お願いします。

武富部長 報告1「令和2年度夜間中学に関する検討ワーキングチームの報告について」、みだしのことについて、別紙のとおり報告する。令和3年2月26日提出。教育長 田端 一正。提案理由：令和3年2月12日付で、本市の夜間中学に関する検討ワーキングチームより令和2年度の検討結果について、学校教育部へ提出があるので報告する。詳細につきましては、学校教育課のほうで行います。

田端教育長 森田学校教育副部長、お願いします。

森田副部長 私の方からは、報告1にあります夜間中学の経緯について、ご説明をさせていただきます。平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」、色々、教育機会の確保等に関する施策というのが制定されたのですが、その翌年文部科学省から、この基本方針が示されております。この指針によりますと義務教育未修了のまま学齢期を超過した者等で、学び直しを希望する者には、その就学の機会を確保するため、全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学を設置するよう、もとめております。それを受けて沖縄県教育委員会は平成29年度から公立中学校夜間学級等設置検討委員会を設置し、平成31年度までの3年間協議をしております。令和2年2月、昨年2月ですけれども、県教育委員会は4つの夜間中学設置主体案を示して、県内の全市町村教育委員会に公立夜間中学の設置について、検討するよう依頼をしております。本市では令和2年の6月、学校教育部副部長をチームリーダーとして関係課の所属長等7人で構成する夜間中学に関する検討ワーキングチームを発足し、本市における夜間中学の在り方等に関する調査・検討を進めて参りました。会議の計画につきましては、報告書の23ページにありますが、第1回は夜間中学の概要と現状課題の把握ということで、他府県や中核市に対して調査を行うということを確認しております。それで7月の2件の調査、照会を行っておりますが、1件が夜間中学未設置の道県や中核市に対する夜間中学についての検討状況に関する調査を、もう1件が夜間中学校を既に設置をしている自治体への設置及び運営状況に関する調査となっております。第2回から第4回の会議では、県が実施した沖縄県夜間中学設置に掛かるニーズ調査の結果を踏まえながら、夜間中学設置に向けての那覇市の現状と課題について整理をし、第5回で報告書（案）のまとめを行って

ます。そして、去る2月中に、報告書がまとまりましたので、学校教育部長へ本報告書を提出した次第であります。前回、教育委員会にも報告いたしました、その間、11月定例会におきまして、那覇市議会から夜間中学設置に関する決議がなされております。報告書の詳細につきましては、庶務担当の学校教育課から説明をいたします。

田端教育長 春木指導主事、お願いします。

春木指導主事 それでは、お手元の報告書に沿って説明をさせていただきます。まず報告書の3ページをご覧ください。(3)夜間中学の入学対象者と想定される者は、戦後の混乱期の中で様々な事情にあり、義務教育未修了のまま学齢を超過した者。本国において義務教育を終了していない外国籍の者。不登校等の様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者。等のうち、中学校等で学び直すことを希望する者。となります。4ページをご覧ください。(1)の②文部科学省の実態調査の結果です。令和2年1月現在、9都府県27地区に33校が設置されていて、夜間中学の設置、新設に向けた検討、準備を進めていると回答したのは、11の都道府県と3つの政令指定都市となっています。

続きまして5ページ、上から4行目をご覧ください。文部科学省の実態調査から在籍数の80%が外国人となっており、夜間中学に入学した理由で最も多いのは日本語の習得で、続いて高等学校への進学、中学校教育の終了、中学校の学力の習得の順となっています。(2)の県の取り組みの動向ですが、県は平成29年6月に公立中学校夜間学級等設置検討委員会を設置し、3年間の話し合いを経たあと、令和元年8月に夜間中学設置主体案をまとめています。この案では市町村が主体となる2案と県が主体となる2案の計4案が示されています。詳細は6ページ上の資料に書かれた表をご覧ください。戻ります。同じ5ページの下の表をご覧ください。県が行いました夜間中学設置に係るニーズ調査の結果では夜間中学校に通いたい人は県内に55人居て、そのうち当市民は10人となっております。

6ページに行きます。④令和2年度夜間中学検討委員会実状調査の結果です。こちらの結果では夜間中学設置検討委員会を立ち上げているのは、県内では本市のみで、次年度以降に設置を予定しているのは9市町村でした。

7ページをご覧ください。(1)本市が行いました夜間中学についての検討状況に関する調査の結果です。道県における検討状況は、設置に向けて検討している、と設置の是非について検討しているが合わせて19道県、検討を終了したのは3県でした。8ページをご覧ください。夜間中学を未設置の中核市における検討状況です。こちら検討していない、検討する予定はない、と答えた市が40市のうち33市と最も多く、設置に向けて検討しているは1市、検討終了したは2市、となっています。夜間中学設置に向けて検討している中核市は1市のみで、多くは県の動向を注視しているということが分かりました。

10ページになります。10ページ、統計の欄の下の下段の部分をご覧ください。夜間中学の設置及び運営状況の調査結果となっています。分校として設置しているのは4校で、二部授業を実施して夜間学級を設置している学校は13校設置でした。

まず11ページをご覧ください。本市の現状についてです。(1)夜間中学の対象と想定している者について、①義務教育未修了のまま学齢を超過した者、この本市民のうち、これまで46人が那覇市立の中学に在籍しながら、NPO法人「珊瑚舎スコーレ」の「夜間中学校コース」に通い、在籍する中学校の卒業証書を受け取っています。②の本国において義務教育を修了していない外国籍の本市民につきましては、無料の日本語語学講座が開催されています。③不登校等の様々な事情から実質的に十分な教育を受けられなかった者に関する本市民のうち、在籍生徒の不登校に関しましては、本市の学習支援室「ていんぼう」、自立支援教育「あけもどろ学級」「きら星学級」等受け入れる支援事業があります。又、このような方々を受け入れる有償のフリースクールは、本市に複数ございます。

続きまして13ページをご覧ください。本市での設置についてです。(1)本市の夜間中学のニーズよりの、①の義務教育未修了のまま学齢を超過した者については、徒歩やバスで通える範囲で、昼間部の学級を設置すること、又、入学者の減少が予想されること、全県的でより詳細なニーズの実態把握が必要であることなどが挙げられております。②の本国において義務教育を修了していない外国籍の者につきましては、日本語習得支援は生活支援や社会教育の視点からも検討する必要があること、全県的でより詳細なニーズの実態が必要であることなどが挙げられております。

14ページに参ります。③不登校等の様々な事情から実質的に十分な教育を受けられなかった者につきましては、現状でも学ぶ機会があるものと考えられることや様々な形での学習支援が望まれることなどが挙げられております。

15ページになります。こちらは(2)の学校施設について、学校施設における単独校、又は分校設置に関しまして、新たな学校用地の確保が困難なことや既存の学校施設が狭隘となっているため、単独校や分校設置を行うための校舎等の整備は難しい状況であること。分教室(夜間学級)の設置に関しまして、こちらには将来にわたって、優先的・恒常的に夜間学級として利用できる状況を確保する必要があることや教室やユニバーサル時代に対応したトイレ、エレベーター等の常設が必要になることなどが挙げられております。15ページ、下段の(3)通学については、本市在住の入学希望者にとっては、徒歩やバスでの通学が可能で利便性に優れている市内での設置が適当であることが挙げられております。

16ページになります。(4)教職員の配置についてです。教職員の配置については、夜間学級にはクラス担任以外の教科担当教諭や養護教諭、事務職員等を配置して運営して行くこと。夜間中学では多様な生徒を受け入れるため、特別の教育課程を編

成することなどが想定され、その対応に必要な職員や支援員等の配置も必要になること。又、定数外教職員を配置する場合には義務教育費国庫負担等が適用されずに教職員を配置する自治体が全額負担することなどが挙げられております。

18ページに参ります。(5)教育課程についてです。教育課程につきましては生徒の実態に応じた内容を実施することになる。学校行事では儀式的行事のほか運動会や合唱コンクール等も状況に応じて行うことなどが挙げられております。ただ、

(6)望ましい教育の機会の提供について、こちらには個々の学ぶ目的に応じた教育を提供し学びを補償すること、生徒同士の関わり合いが持てるように、ある程度の学級の人数を確保すること。夜間中学における学びを通して自尊感情や自己有用感を高め、社会的自立を目指すことなどが挙げられております。

19ページをご覧ください。夜間中学の設置形態についてです。(1)県の設置主体案に示された設置形態である単独校、又は分校について、入学見込み者の把握や用地、教職員の確保、費用、設置迄の期間、運営等を考慮すると本市単独での設置は難しいと考えます。

20ページに参ります。そこで(2)その他の設置形態として、①の分教室案と②の支援教室案を示しております。まず①の分教室案ですが、こちらは夜間学級の設置や二部授業の実施を行うもので、条例によらず設置可能である。様々なニーズに対応することができ、また人員的確保、費用、設置までの期間、運営等を考慮すると本市での設置に関しては、現実的であると考えます。②の支援教室案ですが、こちらは本市の自立支援教室の一つとして、学級を設置するもので、対象者が居住する地域の市立中学校に籍を置きながら、当該学級に通級し卒業認定することとします。中学校と連携した学校生活も可能であり、場所や教諭の確保、設置費用、設置までの期間、運営、ニーズへの対応等を考慮すると、本市での設置に関しては現実的であると考えます。21ページをご覧ください。⑧まとめです。新たな学校の設置につきましては、仮に通学希望者が本市で10人という結果に基づき、市が単独で夜間中学校を設置するとした場合、本市の狭隘な地域に建設費を投入し運営して行くこととなり、その後の継続的な運営や十分な教育活動を提供するに足る在籍数の維持ができる見通しがたっておりません。又、単に学習面のみならず、学校教育という環境の中で様々な活動や経験を通して培われる学びの場、社会的であるため、ある程度の学級の人数を確保できるよう全県的なニーズの中で、本来、望ましい在り方の検討を沖縄県や他市町村と連携しながら行うことが必要です。県の沖縄21世紀ビジョン基本計画に施策として位置付けられていることや県や県内9市町村において次年度以降検討が予定されていることから、令和3年度は県や他市町村の動向を注視しつつ、分教室や本市独自の支援事業としての支援教室の設置による学び直しの場の提供を含めて、本市での設置について引き続き検討していく必要があると考えます。

今後の課題です。22ページ9おわりにをご覧ください。本市の課題としましては、①県との連携や市町村間の連携の在り方や広域受け入れ態勢についての調査研究、②学び直しを希望する者への学習機会の提供について「誰一人取り残さない」ための本市施策への位置づけ、③分教室や本市独自の支援教室等教育課程を工夫した学びの場の設置や社会教育分野での実施等の可能性についての検討及び調整などが挙げられます。又、深く具体的な検討を行うことが困難であったこと。広域でも入学者受け入れを行う夜間中学の設置等について、検討することが不可能であったこと等から、ワーキングチームとしましては県が他市町村も含めた全県的でより詳細なニーズ調査を実施することを提案いたします。令和2年度にワーキングチームが行った調査研究の結果について、説明は以上となります。

田端教育長 ありがとうございます。それでは只今の報告の件について、ご意見、ご質問いただきたいと思えます。ご覧になりながらお願いしたいと思えます。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 全ての都道府県に少なくとも1つは夜間中学校を設置することを文部科学省が言われたわけですね。県は各市町村にこの夜間中学を検討してもらいたいというような内容になっていますが、最初に疑問に思ったのは、何故、県はやらないのか、そういう理由があるんですかね。だからこの辺が、よく分からなかったものだから、質問しました。

田端教育長 いいですか。大丈夫ですか。森田学校教育副部長、お願いします。

森田副部長 冒頭にちょっと説明をいたしました県は3年間にわたって、夜間中学の設置について協議をしているんですけども、結論としては4つの設置主体案ですね。まず市町村が単独校として作る方向があって、2番目にはその市町村が分校として設置する方向、後は県立学校の単独校、それから分校、その4つの中から各市町村でも設置方向について考えてください、それを、又、情報交換をしながら、協議しましょうというスタンスで進めていましたので、県は県で進めることにはなっています。

田端教育長 如何ですか。

本仲委員 夜間中学は給食も必要になってきますよね。夜間中学に向けての給食の、いわゆる対象とか、この辺も課題になると思えますけどね。泊高校とかいわゆる夜間で、就学をさせている学校がありますよね。その辺との連携もあるんですかね。県は？

田端教育長 森田学校教育副部長、お願いします。

森田副部長 県の主体案の中には、そういうことも考えられるということで、備考のほうには記載されております。

田端教育長 大丈夫ですか。よろしいですか。

本仲委員 8ページに、②の未設置の中核市対象とした調査が行われていますよね。ほとんどの中核都市が検討していない、検討する予定はない、それが40校のうち33市、そして設置に向けて検討している所が、1市だけですね。ほかに、何か、理由があるの

かなと。ほとんど33市が検討もしていないのに、ここだけはやっている訳ですね、何か、理由があるんですかね。例えば、希望する人が多いとか、設置に向けて検討しているその検討している理由があるんじゃないかなと思いますが。

森田副部長 お手元にお配りしております添付資料の「資料10」、これが、中核都市における検討状況の調査結果なんですけれども。検討しない理由はあるのですが、検討している理由というのがございませんので、恐らく、本市のように、都道府県に1つはということで検討を始めた自治体ではないかというふうに思います。

本仲委員 この資料からするとニーズが高いんでしょうね。ほかの所はニーズがない、ニーズがないと回答している。ありがとうございます。

田端教育長 今、本仲委員が質問したのは、資料10の2ページのほうに、この検討していないという33の市町村の理由がありますよね。本仲委員おっしゃったとおりですね。ニーズが少ないとか、中核市で検討する段階ではないと、そういうことですね。1市は答えたところですが、不明ということですね。

本仲委員 姫路市だから、外国人の従業員が多い工場があって、外国人が増えているとかかな。

森田副部長 4ページに、現在の設置状況の絵がありますが、ご覧になって分かるように、関東・関西の都市部に集中している傾向がございます。元々この法律ができる前から設置されていた自治体が多いですけど、恐らく、姫路市の場合は、その近隣の市町村、自治体の影響もあったのかなと、推測であります。

本仲委員 ありがとうございます。

田端教育長 確かに、報告書の4ページを見ますと、近畿圏、関東と近畿圏が多いと、近畿圏が多いですね。姫路市も恐らく含まれますので、同様な理由かなと、推測されるかと。本仲委員がおっしゃるように、工場の労働者が多いという状況かも知れないですね。武富学校教育部長、どうぞ。

武富部長 関連資料の中で、資料9の2ページですけども、2ページの下の方、3-(1)に設置を予定している理由(重複回答あり)ということで、幾つか書かれてありますが、この文の直ぐ後になりますが、教育機会均等法の法律上の規定があるため、或いは、ニーズ、3つのニーズがありますが、ニーズあるためと。それから国からの設置支援があるため、そういった理由がありますので、それと同じことかなというふうに考えております。

本仲委員 ③もそうですね。外国籍の方の増加とニーズが、やっぱり、大体、予想していた。

田端教育長 全国に、夜間中学校に行っている方のニーズというか、在籍の多くは外国籍の方という報告、これ、ありましたか。4ページですね。4ページの下からマルの2つ目、夜間中学に通う生徒数1729人で、そのうち日本国籍を有しない方は80%ということがありますよね。そこら辺が類推されるどころということですね。これは他府県においてですが。本仲委員、どうぞ。

本仲委員　　もう1つ、減少傾向にあるということ、この在籍が。その理由はなんですか。要するに通勤・通学の関係なのか、あるいは教育課程があまり難し過ぎて、ついていけないのか。

田端教育長　　これは、全国的な傾向で、夜間中学の在籍数が減少傾向にあるということなんですね。

春木指導主事　　調査を行ったときにも、3年生の在籍、2年生の在籍、1年生の在籍と出していますが、それが3年間で半減している、一番多い大阪市の学校でも半減くらいになっています。

田端教育長　　森田学校教育副部長、どうぞ。

森田副部長　　元々、この夜間中学は戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から、昼間に就労、または家事手伝いなど余儀なくされた方々、その学齢が生徒が多くいたことから設置をされた経緯がありますので、恐らく、そういった世代が少なくなっていることだと思います。又、逆に、先程話したように外国籍の方が多く入っているというような現状なのかなと理解しています。

田端教育長　　今、話がありますように、戦後混乱で義務教育を受けられなくて修了できなかった方々というのは、戦後70年超えていますから、やはり、一定数減ってくという見通しはたつわけですよ。しかし、全国の8割が外国籍の方が占めているというのも、ニーズがそこに移っているだろうということになるわけですね。それが減ってきているということは、外国籍の方のニーズも減ってきたということになるんですかね。これは推測ですが。

田端教育長　　春木指導主事どうぞ。

春木指導主事　　私たちが行った調査によりますと、外国人の方も減ってきています。夜間中学の対象者として想定する者、本国において義務教育が未修了の方という対象でありますので、今、日本に来る外国の方も、終了していらっしゃる方が多いのかなと、そういう現状があるので夜間中学のニーズも減ってきているのかなと。推測であります。

本仲委員　　ありがとうございました。

田端教育長　　ほかにありますか。平良委員、どうぞ。

平良委員　　6ページの、夜間中学設置主体案ということで、県のほうの、県立学校に併設という形になっているんですけども、県立学校と言うと、高校なのか、それとも、何か、学校自体に、組み込むのか。どういう形をとるのか、もしあれば教えてください。

喜屋武委員　　県立中学校2つあるんですが、開邦とあと県立与勝緑が丘中学校があります。

森田副部長　　それと同様に、例えば泊高校は定時制になっていますが、その高校と中学校の併設という形なのかなというふうに思っています。

本仲委員　　だからね。僕もそう思った。泊高校との、給食みたいな、ノウハウもありますし、体制も整っているんで、何故、ここに入れないのかなと、普通は、素朴には思います。

森田副部長 県の主体案は、添付してあります資料の6、ちょっと縮小されて見づらいですが、こちらが、県が示してきた設置主体案になります。3番と4番は県が主体となって設置をしますが、教育課程の欄に、県の方が定時制のノウハウの応用は可能、としているわけですから、定時制の学校に中学校の併設を想定した案もあったのかなと。

本仲委員 泊高校だけじゃなくて、沖縄工業高校はやっていませんでしたか。何か。定時制。
喜屋武委員 やっていますね。

本仲委員 沖縄工業高校、やっていますよね。

喜屋武委員 那覇商業と沖縄工業。

本仲委員 だから、そういうところへ組み込み可能でしょうね。

田端教育長 ほかにないでしょうか。仲本委員、お願いします。

仲本委員 現実的に那覇市で設置しようと思ったら、もう分教室か、支援教室のバリエーションをしていくということになりそうですが、例えば、分教室だと、20ページを見ているんですけど、夜間中学という枠の中で、分教室を作る、若しくは、本市独自の支援事業として支援教室と言うことになると、分教室の場合は、まだ学齢時なだけで、既存の中学に、中々通いづらい不登校のお子さんと言うのは、受け入れることは、どうなんですか。15歳以上、学齢時を過ぎた方が、夜間中学を、学齢時を経過した者ということになっているので、この法律で。本市、長期間の不登校児というのが、300~400、中学で、もう固定されているじゃないですか。多分、この子供、小学校からずっと行けなくて、上がって来た子供も居ると思うんですけど、少し、多様な選択肢が広がると、もしかしたら、そういう自立支援教室にも行けなかったけれど、こういう所だったら行けるような子も数名居るかも知れないんですけど、こういう子供を学齢時の段階で受け入れることが、制度として出来るのか、分教室だった場合に。夜間中学という枠組みの中に入れてしまったら、かえって学齢時の子は不登校の子の対応は難しいということもあり得るんじゃないですか。

田端教育長 森田学校教育副部長、どうぞ。

森田副部長 今、仲本委員がおっしゃるように、各方向を想定している対象というのがあって、学齢期に未就学であった方々、それから先程ありました本国で未就学の外国籍の者、学歴では不登校と、様々な事情で学校に行けていないという方々を対象としています。今、おっしゃっていた不登校の児童生徒の場合だと、学校に行けないということですから、その分教室を設置するといったときに、この子供がそこに行けるかという課題もあったんだと思います。私達の、その不登校の子ども達の居場所については、充分検討はされていないですけど、現状としては教育相談課にある「ていんぼう」や「あけもどろ学級」、或いは「きら星学級」といった自立支援教室でやっているノウハウを生かしながら、分教室として位置づけられるところがあれば可能かなと感じます。

仲本委員

やっぱり不登校のお子さん達って、同じ年齢のお子さんの中で、適応がちょっと難しくても、例えば多様な構成になっているような集団で、かえって入れたりする子も居るかも知れないじゃないですか。成人も含め。ニーズとしては絶対に400位は中学校期に、児童はちょっと難しいかなと思うんですけど小学校は。中学校の学齢時の子が通えるようなものも目指すとしたら、ニーズとしたら400位は、そのうちの何人かは、若しかしたら行けるかも知れないので、そこが受け入れられるような形でやると、私としては、この支援教室も良いのかなとは思ったりはするんですけど、そうすると財政的な、国とか、県からの、これ夜間中学からちょっと外れてしまうので、ちょっと先進的な取り組みになってしまうので、財政的なバックアップがちょっと難しいのかなと思うんですけど。不登校のお子さんのニーズというのは、ずっとはあるはずで、増えていくはずなので、そこが多様な人達と混ざり合いながら学べるような中学が一つあっても良いのかなとは思いますがね。中学の3年間をどう切り抜けるか、本当に不登校の子達は苦しくて、高校になると、通信教育なり、夜間なり、夜間に行くと、自分と同年代でないような人達とも出会いとかあるような場に行くことも出来るし、少し、高校になるとそのバリエーションがあるので、ちょっと学ぼうかなという気持ち、意欲が湧いてくる子が居るんですけど、中学が、本当に、この形しかないの、これが不適應学級かという感じなので、選択肢がとても少なく感じるんですよ。その中に夜間中学的な、不適應教室よりも、もう少し進んだ形で、不適應な子達だけ集まっているんじゃないくて、本当に学びたい外国人も居るし、その学びたいおじいさん、おばあさん達も居るしというような中に、この中学学齢時の子達が入ってくような場があっても、ちょっと面白いのかなという気がします。財政的にどうなのかなと、支援教室では、ちょっと難しいのかなと思うんですけども。

田端教育長

森田学校教育副部長、お願いします。

森田副部長

今回のワーキングチームでは、今、こう言った所の提案ができなかったですが、子ども達の選択肢の1つとして、次年度以降も引き続き検討して行く必要があるとおもいますので、報告させていただきます。

仲本委員

やっぱり、今回は、急ぎで、多分、ワーキングチームを作ったと思うので、ワーキングチームの構成員が、やっぱり、この提供する側の構成員しか居ないので、この授業を受ける側のニーズを持って、内包しているような人達からの、こういう学びの場がほしい、こういう居場所がほしいというような意見が吸い上げられるような構成員で、今後もう少しきめ細かく検討して行くと、もっとちょっと面白いような取り組みができるのかなと考えます。一つは、前も言ったですけど、中学を卒業してしまっただけ、まだ児童という枠組みにもかかわらず、中学を卒業した後、教育委員会が、その児童に対してアプローチをするというのが、中々、難しい現状があるじゃないですか。中学を卒業した後の、高校も、何も行っていない子が、居場所が定まらないまま

中学校を卒業したお子さん達に対してそういう子達に対しても、こういう場があると、ちょっと関わりやすくなってくるのかなと、関わってくるきっかけになるのかなと思うので、そういったところも含めて、ニーズをきめ細かく、その子達がどういう場が自分達が居場所としてフィットすると思ってくれるのか、ちょっと、私達が想像つかないこともあるので、そういう子達の細かい声を丁寧に聞いて設置して行くと、とても良いモノができる可能性は、とても秘めているのかなとは思っています。

田端教育長 森田学校教育副部長、どうぞ。

森田副部長 今、その通りなご提案もありますので、次年度の検討組織については、そういった視点からの意見が取り入れられるよう検討させていただきます。・。

田端教育長 武富学校教育部長、どうぞ。

武富部長 資料を調べている中で、札幌市のほうで、公立夜間中学在り方検討委員会というのがあって、組織委員がどうなっているのかなと調べたんですけども、やっぱり、今、仲本委員がおっしゃっていたように、その中に、夜間中学作る会の共同代表であるとか、或いは、若者支援総合センターの会長さんであるとか、そういったいろいろな肩書が必要かなと思われまますので、そういったことも含めて考えていく必要があるかなと思います。

田端教育長 喜屋武委員、何か、ありませんか。

喜屋武委員 これが、そもそもの話で私も分からないので教えていただきたいんですけど、14ページにあります、設置の教室数とかいろいろ決まりごとがあるじゃないですか。学校設置に当たって。N高校って、伊計島に通信制の高校があって、N高校って沖縄に学校があって、全国に生徒さんが居るじゃないですか。担当教科もあって、体育もあって、遠足もあって、オンラインゲームの中で遠足するんですけど、そういう感じで高校はオンラインとか、バーチャルな感じで出来るけれど、中学校はそもそも義務教育だから、そういうことは出来ないとか、法律で決まっているんですかね。

田端教育長 春木指導主事お願いします。

春木指導主事 N高校とN中学校がありまして、これは東京の方に高校はあるんですけどもその中学校があると。

喜屋武委員 やろうと思ったら、例えば、今、那覇市は場所がないとか、定時制の設置がとかいろいろあるけど、もしかしたら工夫次第では、やれる方向は見つけられるということですか。

春木指導主事 そう詳しくは、法の事は調べていないんですけど、実際、設置されている所があるので。

喜屋武委員 分かりました。ありがとうございます。

田端教育長 森田学校教育副部長、どうぞ。

森田副部長 18ページにあります、望ましい教育の機会の提供について、ということで比較が

載っています、上から3番目の○ですけれど、「自分達の学びの場」「自分達の居場所」と感じることができ、安心・安全で通学することが楽しくなるような学びの場を提供するという一方で、単に学習することだけではなくて、集まることで自分達の居場所として感じることが出来るような場も必要だろうということですので、おっしゃったようにN高校みたいに通信の方法もあるだろうし、或いは、授業の場でも、そういった学習の場というのを持ちながら居場所を作っていくことが大事なのかと思います。

仲本委員 オンラインだったらね。チャットできるようなこともありますけどね。

喜屋武委員 勿論、リアルで体験ってあるということでの、人間関係とか、社会経験とか、とても大事だと思っているんですけど、今、那覇市にもいるリアルな所に行けない人達に対しての支援として、画面越しだったら出来るとか、その部活も出来るし、皆さんが、そういうことも、今後、将来的に出て来るかなと、ちょうど6年位前にアメリカのほうに視察に行ったことがあるんですけど、その時に、この積極的不登校という言い方をしていたんですけど、別にいじめがあるとか、そういうことじゃなくて、学校に行かない、だけど学びたいという選択をしている子達に対してのプログラムとかっていうのを、それが夜間中学校から離れちゃうんですけど、そういうことをしていくということも、いずれ日本もあるだろうと見た時に、夜間中学校、夜、学校に通うという目的は、今みたいに減少しているの、逆に、これからの生活様式とか、これからの子ども達に合わせた個別適用の教育と言うのも、いずれ直ぐやって来るんだろうなっていうふうに感じているので、夜間中学のワーキングをしながら、何処かで、そういう新しい那覇市の教育というのも検討する機会があったら良いなというふうには感じます。ニーズが多分、そこに移動して行くんじゃないかなというふうに感じています。先程、仲本委員がおっしゃられたみたいに、本当、大人と一緒に関わることで行ける子達も居るし、画面越しじゃないと駄目だという子達も居たりして、そこら辺が時代なのかなというふうには、とても感じています。

田端教育長 森田学校教育副部長、どうぞ。

森田副部長 次年度の検討課題にしていきたいと思います。

田端教育長 ほかにありますでしょうか。大丈夫でしょうか。休憩します。

～ 休憩 ～

～ 再開 ～

田端教育長 終了してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。報告1「令和2年度夜間中学に関する検討ワーキングチームの報告について」は、終了いたしました。お疲れ様です。

以上を持ちまして、令和2年度第20回教育委員会会議(定例会)を終了いたします。